

○双葉町屋外広告物許可申請手数料

種類	単位	枚数又は規模	金額	摘要
はり紙	1件	50枚(50枚未満の端数があるときは、50枚とする。)につき	250円	
はり札等	1件	10枚(10枚未満の端数があるときは、10枚とする。)につき	800円	
立看板等	1個		350円	
広告幕又は広告旗	1個		450円	
気球利用広告物	1個		2,500円	
電柱等利用広告物	1個		550円	
広告板又は広告塔	1基	1平方メートル以下のもの	1,000円	規模は、一基当たりの表示面の面積を合計した面積とする。
		1平方メートルを超え、3平方メートル以下のもの	1,600円	
		3平方メートルを超え、6平方メートル以下のもの	2,300円	
		6平方メートルを超え、10平方メートル以下のもの	3,100円	
		10平方メートルを超えるもの	10平方メートルを超える5平方メートル(5平方メートル未満の端数があるときは、5平方メートルとする。)を増すごとに1,100円の割合で算出して得た額を3,100円に加算した額	
アーチ広告塔	1基		3,500円	アーチ広告塔に表示し、又は設置する広告物等については、この表の広告板又は広告塔の項に定めるところによる。

備考

- 1 この表において「広告幕」、「広告旗」、「気球利用広告物」、「電柱等利用広告物」、「広告板」、「広告塔」及び「アーチ広告塔」とは、それぞれ規則別表に規定するものをいう。
- 2 この表の種類により難しいもの又はこの表に種類の定めのないものについては、その都度、町長が定める。
- 3 ネオンサイン、イルミネーションその他発光し、又は照明装置のある広告物等に係る屋外広告物許可申請手数料の額は、当該広告物等についてこの表により算出して得た額に1.5を乗じて得た額とする。ただし、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。